

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 8 月 25 日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 大坪 守

1. 工事概要

- (1) 工事名 八重岳 RCAG 装置更新工事外 1 件工事
- (2) 工事場所
八重岳 ARSR/RCAG TX サイト：沖縄県国頭郡本部町字大嘉陽前山原 976
八重岳 RML/RCAG RX サイト：沖縄県国頭郡本部町字大嘉陽前山原 976
知念 VORTAC サイト：沖縄県南城市知念大字大里字新垣原 1084
那覇空港事務所：沖縄県那覇市安次嶺 531-3
- (3) 工事内容 八重岳 RCAG 装置の更新を行い、また知念 TACAN 装置及び付帯設備の撤去を行うものである。
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成 27 年 3 月 24 日まで
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までには大阪航空局の平成 25・26 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」、「A 等級」の認定を受けていること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の

申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成 24 年 10 月 1 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2. (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない施工業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出義務
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出義務
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）7 条の規定による届出義務
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。

平成 11 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了した、下記の①同種工事又は②類似工事の要件を満たす工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に国土交通省の発注した上記同種・類似工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

① 同種工事

下記施設の新設若しくは更新工事。

- ・航空交通管制業務に係るレーダー施設
- ・航空交通管制業務に係る管制卓

- ・ 航空交通管制業務に係る通信制御装置
- ・ 航空交通管制情報処理システム
- ・ 運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置
- ・ 対空援助業務に係る通信制御装置
- ・ 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS等）
- ・ ILS施設
- ・ VOR/DME（若しくはTACAN）施設
- ・ NDB施設

（注）航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。航空交通管制情報処理システムとは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。VOR/DME（若しくはTACAN）施設は、VOR・TACAN・DMEのみの単独工事でも可。なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事は類似とする。

② 類似工事

航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事、空港警備システム、空港防護システム、空港危機管理システム、空港防災指令システムの新設若しくは更新工事の少なくとも2件以上。

(8) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該工事に配置できること。

① 平成11年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下のア) 又はイ) の要件を満たす工事の経験を有すること。ただし共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が、以下のア) 又はイ) の工事経験を有していれば良い。

ア) 同種工事

航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。

イ) 類似工事

下記の a) 又は b) の要件を満たす工事

a) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であつて建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。

b) a) の外、建設業法施行令第 15 条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。

- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ③ 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。
- (9) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、平成 24 年 4 月 1 日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が 65 点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 簡易な施工計画が適正であること。なお、記述がないもの又は著しく不適正な内容である場合は、競争参加資格を認めない。
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。また当該受託者との間に (10) に該当する関係がないこと。なお「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「空港エンジニアリング 及び 株式会社 伸和総合設計」である。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- 1) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を付与する。
- 2) 3. (2) の、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力により最大 11.5 点の加算点を付与する。
- 3) 得られた標準点、加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して算出した値（以下「評価点」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については入札説明書による。

(2) 加算点評価項目

加算点の評価項目は、以下による。

- 1) 配置予定技術者の能力に関する事項
 - 2) 企業の施工能力に関する事項
 - 3) 地理的条件に関する事項
- (3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋加算点)÷(入札価格)}）を算出する。

なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値をもって入札した者を落札者となるべき者とする。

なお、標準点、加算点の詳細事項については入札説明書による。

- 3) 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条第1項に基づく低入札価格調査を行う。

- (4) 3.(3)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4. 入札手続き等

- (1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 門吉
電話番号 098-859-5106

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成26年8月25日（月）から平成26年9月5日（金）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）ただし、見積りに必要な図面、仕様書

等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。

交付場所 1) 3. (1) 担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成 26 年 8 月 25 日（月）から平成 26 年 9 月 5 日（金）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。）

提出場所 3. (1) に同じ。

申請書及び資料は、郵送（宅配便を含む。以下同じ。）又は持参により提出すること。（部数 1 部）ただし、いずれの場合も必ず電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成 26 年 9 月 25 日（木） 17 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに 3. (1) あて持参すること。（郵送又は託送による提出は認めない。）

開札は、平成 26 年 9 月 26 日（金） 那覇空港事務所統合庁舎 2 階入札室において行う。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

免除。

2) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむ得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

- (5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (11) 契約後 VE の提案
契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (12) その他詳細は入札説明書による。